

# 区民集会所に関する記載の訂正について

四宮区民集会所については、「路地状敷地にあり、今後、同敷地内では集会施設として改築できない」旨を説明してきましたが、関係法令を改めて精査したところ、「路地上敷地であっても、200㎡を超える部屋を設置しない集会施設の場合は単独で改築できる」ことが分かりましたので、これまでの資料を以下のとおり訂正します。

なお、たたき台2・3の集会施設における多目的室は、概ね100㎡前後を想定しています。

訂正箇所	訂正前	訂正後
第2回ワークショップ資料		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スライドP6 A1 1段落目</li> <li>・ワークショップニュースvol.2 P4 A1 1段落目</li> </ul>	<p>四宮区民集会所の築年数は40年ですが、路地状敷地であり、今後、現在地では集会施設としての改築ができないため、隣接の四宮保育園・ゆうゆう四宮館と併せて対象としています。</p>	<p>四宮区民集会所の築年数は40年ですが、四宮保育園・ゆうゆう四宮館と隣接しており、土地の有効活用の観点から対象としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料4 P21</li> </ul>	<p>路地状敷地であることなどから、今後、同敷地内で集会施設として改築することはできない。</p>	<p>(削除)</p>
第3回ワークショップ資料		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スライドP18 たたき台の主なポイント 6段落目</li> <li>・参考資料1 主なポイント たたき台1 6段落目</li> </ul>	<p>▲今後、区民集会所を改築する場合、路地状敷地であるため、現在地での改築ができず、他の場所への移転等が必要になる（現在地に公共施設を建設できない）</p>	<p>▲敷地①・②を一体的に活用できず、土地の有効活用を図りにくい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スライドP19 たたき台の主なポイント 2段落目</li> <li>・参考資料1 主なポイント たたき台2 2段落目</li> </ul>	<p>○敷地①・②を一体的に活用し、保育園と集会施設を合築することで、単独では改築できない区民集会所を改築できる。</p>	<p>○敷地①・②を一体的に活用することで、土地の有効活用を図れる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スライドP20 たたき台の主なポイント 1段落目</li> <li>・参考資料1 主なポイント たたき台3 1段落目</li> </ul>	<p>○単独では改築できない区民集会所を改築できる。</p>	<p>○敷地①・②を一体的に活用することで、土地の有効活用を図れる。</p>